

IASB会議報告(第121~123回会議)

国際会計基準審議会理事 山田 辰己

※ IASB:国際会計基準審議会



IASB本部ビル(ロンドン)

IASB (国際会計基準審議会)の 第121回の臨時会議が2010年6月23 日に、第122回会議が2010年7月19 日から23日の5日間にわたってロン ドンのIASB本部で、さらに、第123 回の臨時会議が2010年8月3日に開催された。

第121回会議は、IASBと米国財務 会計基準審議会(FASB)の合同会 議(テレビ会議)で、保険会計について議論が行われた。

及び③IFRS解釈委員会(従来の国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)が改称)の活動報告が議論された。 一方、FASBとの合同会議では、⑭保険会計及び⑤リースが議論された。 IASB会議には理事15名が参加した。 FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。

第123回会議はIASBのみの会議で、 ①金融商品(償却原価及び減損)及 び②金融商品(ヘッジ会計)が議論 された。

本稿では、これらの議論の内容を紹介する。なお、第122回については、①から⑥、⑭及び⑮のみについて紹介している。

第121回臨時会議(2010年6月23日)

IASBとFASBの合同会議

1 保険会計

今回は、2010年7月末までに公開 草案を公表するため、保険会計のみ について議論が行われ、①保険契約に含めるべきキャッシュ・フロー、②アンバンドリング、③包括利益計算書での表示及び④残余マージン又は複合マージンに対する金利の認識

の4つについて議論が行われた。なお、公開草案は、2010年7月30日に 公表されている。

(1) 保険契約に関連するキャッシュ・フロー

保険契約の測定に際して用いるキャッシュ・フローの範囲に、保険契約の 履行につれて発生するすべての将来 キャッシュ・アウト・フロー及びキャッ シュ・イン・フローを含めるべきと いう前提でこれまで議論が行われて きたが、一部のボードメンバーから、 含めるべきキャッシュ・フローの範 囲をより制限すべきという考え方が 示されていたことから、今回、どの ようなキャッシュ・フローを含める べきかについて議論が行われた。

議論の結果、保険契約のポートフォ リオの測定には、当該ポートフォリ オから生じる増分キャッシュ・フロー の予想現在価値(the expected present value of the incremental cash flows) のみを含めなければならな いとすることが暫定的に合意された。 さらに、キャッシュ・フローの見積 りに関するガイダンスでは、次の点 を明確にすることとされた。

- (a) 当初認識時には、既存保険契約 の全期間にわたって生じるすべて のキャッシュ・フローを含める。
- (b) 当該キャッシュ・フローは、保 険者の視点を反映する。
- (c) ①ポートフォリオレベルで増分 となるが、個別のポートフォリオ に配分する必要があるキャッシュ・ フローと、②保険契約の下での活 動に関連しない一般間接費 (general overheads) をどのように区 別するか。このために、スタッフ には、他のIFRSの費用に関する ガイダンスを用いることが要請さ れた。

さらに、上述の目的にかんがみて、 次のキャッシュ・フローは、保険契 約の測定に含まれるであろうことに ついて留意された。

- 有配当保険契約において、保険 者が契約者に対して支払うことを 予定している有配当給付金(期待値)
- 保険契約を販売、引受け及び契

約させるための増分コストで、実 際に契約された保険契約に関する コスト。また、両ボードは、これ らのコストが、個別契約レベルで も増分コストかどうかを決定しな ければならないことを暫定的に決 定した。

(2) アンバンドリング

IASBとFASBの2010年5月の合同 会議では、「保険契約の構成要素は、 当該契約の他の構成要素から独立し て機能する場合にはアンバンドルし なければならない。構成要素は、当 該契約の他の構成要素と重要な相互 依存関係がない (not significantly interdependent) 場合に、独立して 機能する。」という点に暫定合意し、 この「重要な相互依存関係」の概念 をさらに明確化することがスタッフ に指示されていた。

今回の議論では、2010年5月会議 での指示を受け、スタッフからは、 次の要因は、他の構成要素と重要な 相互依存関係がない場合を示すもの として最終基準の中に追加すること が提案された。

- (i) 構成要素が保険者を、IFRS第4 号の「金融リスク (financial risk)」 の定義を満たすリスクにのみさら
- (ii) 当該構成要素について、観察可 能な市場又は市場価格が存在する。
- (iii) 保険防御 (insurance protection) の提供に関連しない又は方向性で 整合しない方法で、保険契約のキャッ シュ・フローを変える。
- (iv) 米国会計基準のASCトピック944-20-15で特定されている特性に従 う勘定残高を表示する。

議論の結果、スタッフの提案とは 異なり、次のようにすることが暫定 的に合意された。

- (a) ある構成要素が、保険契約全体 のキャッシュ・フローに変動性を もたらすが、それが、保険防御の 提供の一部とは考えられないリス クに対応するかどうかを出発点と して、アンバンドリング原則を開 発することが、スタッフに指示さ れた。
- (b) 検討の際には、次のような要因 も考慮すること。
 - (i) 引出し又は償還によって契 約価値の一部又はすべてを獲 得できる保険契約者の能力
 - (ii) 構成要素によって移転され るリスクの性質(例えば、そ れらのリスクは、主として金 融リスクなのかどうか)
- (c) 上記のような概念に基づくアン バンドリング原則が達成困難であ ることが判明した場合には、「重 要な相互関係」に基づいて、改め て、アンバンドリング原則の可能 性を検討する。
- (d) 保険契約をいつアンバンドリン グするかに関するガイダンスも公 開草案に含める。

(3) 表示

包括利益計算書での表示について は、これまで議論してきた要約マー ジン・アプローチを採用することが 暫定的に合意された。

このアプローチは、次のような特 徴を持つものであり、具体的な表示 例は次頁の図表のとおりである。

- リスク調整(次頁の図表では、 リスク・マージンとして表示)の 期中の変動及び残余マージンの変 動が明示される。
- 見積キャッシュ・フローと実際 キャッシュ・フローとの差額が 「経験調整(experience adjustment)」 として表示される。

【図表】包括利益計算書の表示

	Inception	$six\ months$	$six\ months$
	1 Jan	to 30 Jun	to 31 Dec
Risk margin		21	26
Residual margin		2	2
Insurance margin	0	23	28
Experience adjustment		(10)	(10)
Changes in estimates		(20)	0
Net gain at inception	0	0	0
Investment income		40	38
Interest on insurance liability		(25)	(23)
Net interest and investment	0	15	15
Profit	0	8	33

- 見積キャッシュ・フローの変動が、「見積の変動(changes in estimates)」として表示される。
- 保険負債の金利が表示される。 このような表示を行う結果、次の 取扱いが行われる。
- ・ 受取保険料は、預金と同じよう に取り扱われる。
- ・ 保険金費用、クレームハンドリング費用その他契約関連費用は、 預金の返済と同じような取扱いと なる。

また、これに伴い、受取保険料や 新契約費などの費用に関する情報は、 注記によって提供されることになる。

(4) 残余マージン・複合マージンに 係る利息の認識

残余マージン及び複合マージンに 対して利息を認識するかどうか、認 識する場合、どのようなレートを用 いるかが議論された。

議論の結果、次の点が再確認された。

- (a) IASBは、残余マージン及び複合マージンに対して利息を認識する。その際には、契約当初の金利をロックインして、その後の期間にわたって適用する。
- (b) FASBは、残余マージン及び複合マージンに対して利息を認識しない。

第122回会議(2010年7月19日から23日まで)

IASB会議

1 連結

今回は、①報告企業の仕組企業への関与に関する開示の拡大の可能性、②非支配持分の連結グループ活動への関与の開示及び③仕組企業の発起人となるリスクの開示の3つについて議論が行われた。今回の議論で、公開草案に関するコメントの検討は終了した。

(1) 報告企業の仕組企業への関与に 関する開示の拡大の可能性

IASBは、報告企業に対して、財務 諸表の読者が、報告企業が仕組企業 に関与することによって生じるリス クの性質及びその変動を理解するこ とに役立つ情報の開示を求めること を、2010年1月の会議で暫定合意している。この開示は、金融危機に際して仕組企業に関する情報が不足しているとの指摘を受けて、このような需要に緊急に対応する目的で、提案しているものであるが、このような開示は、仕組企業以外に対するリスクに対しても求めるべきではないかとの指摘を受けて議論が行われた。

議論の結果、次の2点が再確認又 は暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が関与することによって生じるリスクの性質及びその変動に関する情報の開示は、仕組企業に対する関与のみに限定すること。
- (b) 報告企業の仕組企業に対する関 与は、仕組企業のリターンの変動 性に報告企業がさらされている場

合には、契約があるもののみならず、契約のないものも対象に含めること。

(2) 非支配持分の連結グループ活動 への関与の開示

非支配持分を持つ子会社で、連結 グループ活動に重要な役割を果たし ているものに関する情報を開示すべ きかどうかが議論された。

議論の結果、報告企業にとって個別に重要である被支配持分を有する子会社に関する次の情報を開示することを、報告企業に求めることが暫定的に合意された。

- 子会社の名称
- 設立国又は所在国
- ・ 被支配持分への当期純利益の配 分方法及び、所有持分に比例する 配分と異なる場合には、非支配持 分によって保有されている議決権 の比率、及び

- 要約財務情報
- (3) 仕組企業の発起人となるリスク の開示

報告企業が発起人となって仕組企 業を設立したために、報告日時点で 継続的関与がない場合でも、報告企 業がさらされているリスクがあるこ とが、今時の金融危機によって注目 されるようになった(これらは、 「風評リスク」とも呼ばれている)。 このため、このような非連結仕組企 業に関する情報を開示すべきかどう かが議論されてきていた。

今回、このような開示を求めるべ きか、求めるとするなら、どのよう な情報の開示を求めるかが議論された。 議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 報告企業は、自らが発起人となっ た非連結仕組企業で、継続的関与 を有しないものに対して、次の事 項を開示しなければならない。
 - (i) 発起人となったときに仕組企 業から受領した収益
 - (ii) 報告企業又はその他の当事者 が、仕組企業に資産を譲渡した 時点での資産の帳簿価格
- (b) 上記開示に当たっては、他の様 式がより適切である場合を除き、 表形式で表示しなければならず、 活動を適切なカテゴリー(仕組企 業のタイプ又は報告企業を異なる リスクにさらす資産)に分けて示 さなければならない。
- (c) 報告企業は、仕組企業の発起人 となるかどうかをどのように意思 決定するかに関する方針について も説明しなければならない。

金融商品(金融負債-公正 価値オプション)

2010年5月に公表した公開草案

(金融負債のための公正価値オプショ ン) のコメント締切り期日が2010年 7月16日で、それまでに受領した 125通のコメントに関する概括的な 報告及び議論が行われた(今回、暫 定合意された事項はない)。

コメントで示された論点には、次 のようなものがあった。

- (a) 「負債の信用リスクの変動 (changes in a liability's credit risk) という用語の意味の明確化。
- (b) 金融負債に関しては、IAS第39 号(金融商品:認識及び測定)の ほとんどの規定を引き継いだこと 及び金融資産の測定と金融負債の 測定との非対称性の指摘。
- (c) 本プロジェクトと進行中の他の プロジェクトとの関係(概念フレー ムワーク、財務諸表の表示及び保 険契約の明確化)。
- (d) FASBとIASBの金融商品プロジェ クト間の収斂の必要性の指摘。

金融商品(償却原価及び減 損)

2009年11月に公表した公開草案 (金融商品:償却原価及び減損)の コメント締切り期日が2010年6月30 日で、それまでに受領した179通の コメントに関する概括的な報告が行 われた。さらに、2009年11月に組成 された専門アドバイザリー・パネル (EAP) が、2010年 6 月までに行っ た6回の会合での議論をIASBのス タッフがまとめた文書についての議 論も行われた(今回、暫定合意され た事項はない)。

コメントで示された論点には、次 のようなものがあった。

(a) 予想損失 (expected loss) アプ ローチに移行することへの強い支 持。

- (b) 公開草案で示された予想キャッ シュ・フロー・アプローチを実務 に適用する場合の困難性。
- (c) ある測定原則は、記述的すぎ、 また、公開草案の他の部分と不整合。
- (d) ①金利の付与されない金融商品 が主である非金融機関や、②投資 適格債券ポートフォリオに対する 特別な配慮の欠如。
- (e) 過重な負担がかかり、かつ、過 大な量の表示及び開示。
- (f) 実務上の便宜は歓迎されるが、 より柔軟であるべき。ある種の定 義は制限的すぎる。
- (g) 米国会計基準との収斂及びデュー・ プロセス準拠の重要性。

金融商品(ヘッジ会計)

今回は、①公正価値ヘッジの表示、 ②ヘッジ対象 (ネット・ポジション) 及び③ヘッジの有効性の3つについ て議論が行われた。

(1) 公正価値ヘッジの表示

今回は、①公正価値ヘッジに対す る会計処理及び②リンク・プレゼン テーションの2つについて議論が行 われた。

① 公正価値ヘッジ

これまでの議論では、ヘッジ会計 の手法を、キャッシュ・フロー・ヘッ ジのメカニズムに統一することが暫 定合意され、これに基づいて、ヘッ ジ会計の簡素化の議論が行われてき た。キャッシュ・フロー・ヘッジの メカニズムでは、ヘッジ手段にのみ 注目し、ヘッジ手段に生じた損益を いったんその他包括利益(OCI)で認 識し、ヘッジ対象の損益が当期純利 益で認識されるときに、OCIから当 期純利益ヘリサイクルする手法が用 いられる。

この暫定合意に対して、この方法を公正価値ヘッジに適用すると、OCIが大きく変動するため、資本の部も連動して変動し、財務比率などの計算に影響が出るとの懸念が関係者から寄せられた。これを受けて、今回、この懸念を解消するための方策について議論が行われた。

議論の結果、これまでの暫定合意 を変更し、次の手法を公正価値ヘッ ジに適用することが暫定的に合意さ れた。

- ・ ヘッジ手段を公正価値で測定することによって生じる損益はOCIで認識し、ヘッジ手段の帳簿価額は公正価値とする。
- ・ ヘッジ対象を公正価値で測定することによって生じる損益はOCIで認識し、公正価値の変動は、財政状態計算書上、ヘッジ対象とは独立した項目(資産又は負債)として表示する(したがって、ヘッジ対象の帳簿価額には反映しない)。
- ・ この結果、ヘッジ対象及びヘッジ手段を公正価値で測定することによって生じた損益は、OCIで認識されることになるが、ヘッジの非有効部分は、それが発生した時点で、当期純利益で認識される。

上記の取扱いの結果生じる財政状態計算書上の独立項目は、ヘッジ対象に対する評価勘定としてとらえることができる。また、これによって、ヘッジ対象を公正価値測定することによって生じる損益が、ヘッジ手段の損益とともにOCIで認識されるため、資本の部の変動を回避することができる。

② **リンク・プレゼンテーション** リンク・プレゼンテーションは、 ヘッジ対象とヘッジ手段を財政状態 計算書上、純額で表示しようという 手法である。例えば、ヘッジ対象の 簿価が100で、ヘッジ対象の公正価値の変動額で、財政状態計算書上、 独立科目で表示されている金額が50 だとする(ヘッジ対象の公正価値は 150)。その時点でのヘッジ手段の公 正価値が140だとすると、財政状態 計算書上、次のように表示される。

へッジ対象の簿価100ヘッジ対象の公正価値変動額50ヘッジ手段-140純額10

このような要請は、韓国の造船業 者が、受注した造船工事の確定約定 を先物為替予約で公正価値へッジし ている場合に、韓国の通貨が大幅に 下落して、韓国の通貨が大幅に 下落して、対象及びへッジ手段 で記識されることによって、財政状 態計算書が大きく膨れ上がり、これ によって、財務比率が歪んでしまう 事態が生じているため、検討が行われたものである。

議論の結果、リンク・プレゼンテー ションを認めないことが暫定的に合 意された。これは、リンク・プレゼ ンテーションという表示は、リース 会計の議論の中で、貸手が履行義務 アプローチを採用したときにのみ認 めようとしている段階で、その概念 が明確化されていないことに起因す る。また、財政状態計算書上で関連 する資産及び負債を上述のように3 段階でグロス表示し、さらに、純額 を表示することに関する概念的な理 由付けや、相殺や認識の中止といっ た類似概念とどのように関連するか など、まだ、検討を行っていない部 分があり、リンク・プレゼンテーショ ンの利用拡大が、他の項目の表示に も想定外の影響を及ぼすことが懸念 された。

(2) ヘッジ対象 (ネット・ポジション)

IAS第39号では、ネット・ポジショ ンに対するヘッジ会計を認めていな い。これまでは、閉じたポートフォ リオ(ポートフォリオ内の取引が当 初から特定されている)を前提に、 ヘッジ会計の簡素化の議論が行われ ている。今回も、閉じたポートフォ リオを前提に議論が行われたが、今 回は、①非金融商品の売買を行う予 定取引 (forecast transaction) を例 に、ネット・ポジションをヘッジ対 象としてヘッジ会計を適用できるか どうか及び②ネット・ポジションに 対してヘッジ会計を認める場合に、 どのようにヘッジ対象を識別するか の2点について議論が行われた。

① ヘッジ対象のネット・ポジションへのヘッジ会計の適用

今回の議論では、発生の確率がかなり高い予定取引の閉じたポートフォリオを仮定し、それらの取引が異なる期間に発生するものの、それらのネット・ポジションをヘッジ対象としてヘッジを行った場合に、ヘッジ会計が適用できるかが議論された。

議論の結果、ヘッジ対象のネット・ポジションに対してヘッジ会計を認めることが暫定的に合意された。ただし、この暫定合意は、ネット・ポジションにヘッジ会計を適用することによる帰結を、将来、スタッフがさらに検討する過程で見直される可能性がある。

② ネット・ポジションへのヘッジ 会計におけるヘッジ対象の識別

ネット・ポジションをヘッジ対象とする際、どのような範囲のネット・ポジションをヘッジ会計の対象とするかについて、2つの考え方が検討された。なお、今回のヘッジ会計の

議論では、報告企業が有しているリ スク管理方針において、ヘッジ会計 の方針が明確にされていることが前 提となっており、そのようなリスク 管理方針に基づいて、ヘッジとして 管理されているものに対して、ヘッ ジ会計の適用を検討している。した がって、2つの考え方は、報告企業 のリスク管理方針とリンクしている 必要がある。

- (a) 同一報告期間内及び報告期間を またがる複数のグロスの取引をヘッ ジ対象として識別する。
- (b) 報告期間をまたがる複数のグロ スの取引のみをヘッジ対象として 識別する。すなわち、同一報告期 間内で相殺される取引は、ヘッジ 会計の対象としない。

議論の結果、前者の考え方を採用 することが暫定的に合意された。

(3) ヘッジの有効性

現行IAS第39号のヘッジの有効性 評価は、恣意的で、負担が重く、適 用が難しいという批判がある。例え ば、小規模企業では、ヘッジ関係の 文書化及びヘッジの有効性評価を行 う技術を保有していないという指摘 がある。また、有効性に関する80% から125%といった明確な規準がルー ルとして存在しているため、ヘッジ 会計が適用される範囲が限定されて いるとの批判もある。さらに、有効 性テストは、事前テスト及び事後テ ストという2つのテストを求めてお り、負担が重いといわれている。こ れらの批判に応えて、ヘッジの有効 性評価をより簡素化するための議論 が行われた(暫定合意に達した事項 はなく、議論は今後も継続する)。

議論では、ヘッジの有効性評価に 当たって、ヘッジ会計が適格となる ためには、①量的規準(quantitative threshold) のみを満たせばよいか、 ②それとも、質的規準(qualitative threshold) のみでよいか、③量的規 準も質的規準も求めず、報告企業の リスク管理方針に準拠することのみ でよいか、さらに、④質的規準を最 低限の要求事項とし、これとリスク 管理又は補助的テストを組み合わせ る方法がよいかといった4つの可能 性が検討された(④の考え方に対す る支持が多かった)。

さらに、報告企業が有するリスク 管理方針に基づいてヘッジ会計の簡 素化を図るという観点から、ヘッジ 関係を、①複雑でないヘッジ関係と ②複雑なヘッジ関係の2つに分け、 それぞれに異なるヘッジの有効性評 価を行うというスタッフからの提案 が議論された。

前者では、ヘッジ関係が単純であ ることから、ヘッジの当初には、企 業のリスク管理方針に基づいて、有 効性に関する質的な評価のみを行い、 それ以降の評価においても、リスク 管理方針で定義されている規準から してヘッジ関係が有効でないと判断 される場合を除き、質的規準の評価 のみを行う。一方、後者の場合には、 ヘッジの当初及びそれ以後も継続し て、質的評価に加えて、量的評価も 行う。このように、ヘッジ関係が複 雑でない場合には、質的規準による 評価のみを行い、複雑な場合には、 量的評価も行うことで、ヘッジの有 効性評価の簡素化を図ろうという提 案が示され、議論が行われた。

料金規制活動

IASBは、2009年7月に公開草案 (料金規制活動)を公表し、155通の コメントを受領している。提案では、 電力やガスといった料金が規制され ている企業の活動に関連して、当期 に発生した超過コスト(当期の実際 コストが予想コストを超える場合) を将来料金に加算して回収できる仕 組みを採用している場合に、そのよ うな仕組みから生じる当期発生コス トの将来回収予想額を規制資産 (regulatory assets) として認識する ことを提案している。また、これと は逆に、当期の実際コストが予想コ ストを下回る場合には、将来、この 差額を料金の引下げという形で、消 費者に還元しなければならない義務 を規制負債 (regulatory liabilities) として認識することを提案している。

受領したコメントでは、北米から のコメントの90%以上が規制資産及 び規制負債の認識に賛成しているが、 その他の地域からのコメントは、ほ ぼ半々に分れている。このため、今 回、このプロジェクトをどのように 進めいていくかが議論された。

議論では、概念フレームワークに 照らして、規制資産及び規制負債を 資産及び負債として認識すべきかど うかが問われ、ボードメンバーの意 見はほぼ半々に分かれた。特に、規 制資産及び規制負債を資産及び負債 として認識すると決定された場合、 その帰結は、このプロジェクトに限 定されない広がりを持つ可能性があ り、慎重に影響を検討すべきという 点には、多くのボードメンバーが賛 成した。また、カナダが2011年から IFRSの導入を予定していることか ら、この問題に関する暫定的な基準 を作るべきかどうかについても議論 が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

(a) 公開草案の提案に基づいて、規

制資産及び規制負債を、資産及び 負債として認識する暫定的な基準 を作ることはしない。これによっ て、いったん資産及び負債の認識 を認めてしまうと、将来、中立的 な立場から検討が行えなくなるこ とが懸念された。

(b) このプロジェクトのテーマ自体

は、非常に重要なので、規制資産 及び規制負債を資産及び負債とし て認識することの概念的裏付けな どに関して、今後もスタッフが検 討を行い、将来、IASBが検討で きる余裕が出た時点で議論を再開 する。

IASBとFASBの合同会議

1 保険会計

今回は、①アンバンドリング、② ユニット・リンク契約、③短期契約 に対する簡素化測定アプローチ及び ④有配当投資契約(participating investment contract)の残余マージン の償却の4つについて議論が行われ た。

(1) アンバンドリング

2010年6月23日開催の第121回臨 時会議でこの問題が議論され、スタッ フに対して、キャッシュ・フローの 変動性を出発点として、アンバンド リング原則を開発することが指示さ れていた。その際、もし、キャッシュ・ フローの変動性を規準とすることが 困難な場合には、重要な相互関係を ベースにしたアンバンドリング原則 を開発することも指示されていた。 今回、スタッフからは、いずれの方 法でも有効なアンバンドリング原則 を作ることは不可能であるとして、 新たに、「保険の範囲と密接に関連 する (closely related to the insurance coverage)」という概念を用いて、 アンバンドリング原則を作ることが 提案された。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された(IASBとFASBの暫定合意)。

- (a) アンバンドリング原則は、「もし、構成要素が、契約で特定される保険の範囲と密接に関連していなければ、保険者は、当該構成要素をあたかも別個の契約のように会計処理し、当該構成要素に適用される適合的な基準を適用しなければならない(すなわち、当該構成要素をアンバンドリングしなければならない)。」とする。
- (b) 保険範囲に密接に関連していない構成要素の最も一般的な例を明確にする。
 - (i) 次の2つの条件を満たす勘定 残高を反映する投資構成要素は、 保険範囲に密接に関連していない。
 - ・ 勘定残高が明示的なリター ンで貸記される(すなわち、 それは、暗示的な勘定残高で はない、例えば、契約で明示 的に記述されていないレート で、明示的な満期価値が割り 引かれることによって導かれ ている)、かつ、
 - ・ 例えば、ユニット・リンク 契約の特定プール、インデックス・リンク契約の名目的な 投資プール又はユニバーサル・ ライフ契約の一般的な投資プー ル勘定などの基礎となってい る投資の、投資業績に基づく

貸記レートで勘定残高に貸記されている。当該貸記レートは、保険契約者に、すべての投資業績(契約手数料及び評価の純額)を引き渡すものでなければならない。

- (ii) 現行の分解ガイダンスに準拠 してホスト契約から分離される 組込みデリバティブは、保険範 囲に密接に関連していない。
- (iii) 保険契約と密接に関連していない物品及びサービスに関連する契約条件で、経済的な理由以外の理由で、保険契約と組み合わされたものは、保険範囲に密接に関連していない。

(2) ユニット・リンク契約

ここでは、①ユニット・リンク契 約に関連する資産の測定のミスマッチ及び②ユニット・リンク契約から 生じる資産、費用及び収益の表示の 2つについて議論が行われた。

① 資産の測定のミスマッチ

ユニット・リンク契約は、「その 便益の一部又はすべてが、内部又は 外部の投資ファンド(すなわち、保 険者又は第三者によって保有される 資産の特定されたプール) の単位価 格によって決定される契約」と定義 されている。投資ファンドが、①保 険会社の自己株式、②所有者が占有 している不動産(ファンドが保有す るが、保険者が占有している場合) 及び③関連会社株式・子会社株式を 保有している場合、投資ファンドの 単位価格の算定に当たり、次のよう な測定のミスマッチが生じる。今回、 これらにどのように対応するかにつ いて議論が行われた。

(a) 自己株式は、保険会社の資本から控除すべきものとされており、 保険会社の保有する資産を構成し 得ない。このため、投資ファンド の単位単価の計算には含められる が、投資ファンドの資産を構成し ないという事態が起きる。

- (b) 不動産は、IAS第16号(有形固 定資産) の下では、再評価 (revaluation) することができるが、 再評価損益は、資本の部で直接認 識され、当期純利益にリサイクル されることはない。
- (c) 関連会社株式は、持分法で測定 されているため、公正価値で測定 される投資ファンドの測定と一致 しない。また、子会社株式は、個 別財務諸表上、取得原価又はIFRS 第9号に従って測定しなければな らず、公正価値で測定される投資 ファンドの測定と一致しない場合 がある。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 自己株式については、IASB及 びFASBともに、保険者はこれを資 産として認識し、公正価値で測定 し、その変動を当期純利益で認識 することとした(このためのIFRS 第9号の改訂の概要が、公開草案 の付録Cに収録されている)。
- (b) 不動産の測定については、IAS 第16号を改訂して、①これらを公 正価値で測定し、②公正価値の変 動が、ユニット・リンク契約の保 険契約者の資産プールに対する持 分に関連する範囲で、当該変動を 当期純利益で認識する。③公正価 値の変動が、資産プールに対する 保険者自身の持分に帰属する部分 は、OCIで認識する(公開草案の 付録Cに収録されている)。なお、 FASBは、不動産に関する意思決 定を行っていない。
- (c) 関連会社株式及び子会社株式に

ついては、特にガイダンスを設け ない。

② ユニット・リンク契約の財務諸 表での表示

今回、ユニット・リンク契約を、 財政状態計算書及び包括利益計算書 でどのように表示すべきかについて 議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された(IASB及びFASBの暫定合意)。

- (a) ユニット・リンク契約に関する 資産及び負債を単一の行項目とし て表示し、保険者の他の資産と区 分表示する。
- (b) ユニット・リンク契約の資産の プールから生じる損益を単一の行 項目として表示し、保険者の他の 資産から生じる損益と区分表示す る。

(3) 短期契約に対する簡素化測定ア プローチ

今回、短期契約に対する簡素化測 定アプローチについて、①簡素化ア プローチを適用するための規準、② 新契約費の取扱い及び③保険負債に 適用する割引率について議論が行わ れた。

① 簡素化アプローチを適用するた めの規準

簡素化測定アプローチ(未経過保 険料アプローチ)を適用できる保険 契約を識別するための規準として、 次の2つを設定することが暫定的に 合意された。なお、この規準を満た した保険契約には、簡素化アプロー チが強制適用される(任意適用とは しない)点が、改めて確認された。

- (a) 保険がカバーする期間が約12か 月又はそれより短期であること。
- (b) 保険契約には、分離要求の下で 分離されず、保険カバー期間にキャッ シュ・フローの変動性に重要なイ

ンパクトを与える組込みデリバティ ブ又は保証を含んでいないこと。

② 新契約費の取扱い

未経過保険料アプローチの下では、 新契約費を次のように取り扱うこと が暫定的に合意された。

- (a) 保険契約に関連する増分新契約 費は繰り延べる。
- (b) 当該繰延新契約費を保険事故発 生前義務 (pre-claim obligation) から控除する(結果として、保険 事故発生前負債(pre-claim liability) =未経過保険料 (unallocated premium liability) は、新契約費 控除後となる)。

③ 割引率

簡素化測定アプローチにおいても、 貨幣の時間的価値を考慮することが 暫定的に合意された。具体的には、 保険事故発生前負債(保険事故発生 前義務から将来受取保険料の予想現 在価値を控除したもの)に対して、 金利の発生を認識する。その際には、 直近の割引率を用いることが暫定的 に合意された。なお、簡素化測定ア プローチが適用される保険事故発生 前負債は、保険がカバーする期間が 約12か月又はそれより短期であるこ とから、通常は、金利は重要ではな いと考えられている。

(4) 有配当投資契約の残余マージン の償却

有配当投資契約は、重要な保険リ スクを移転する契約ではないが、保 険契約と同じポートフォリオのリター ンを共有することから、保険契約を 扱うIFRSの範囲に含めることとさ れている。したがって、有配当投資 契約に生じる残余マージンを保険期 間に償却する会計処理を適用する根 拠は、保険契約と同じ(当初の利益 を繰り延べ、保険期間にわたって保 険リスクの減少に従って償却する) とは考えられない。そこで、有配当 投資契約の残余マージンを投資契約 期間にわたって償却すべきか、また、 そうするのであれば、どのような根 拠に基づくのかが議論された。

議論の結果、有配当投資契約において、契約当初に生じる利益は、資産管理サービスに対する対価であると考えるべきとされ、それゆえ、そのサービスが提供される期間(すなわち、投資契約の期間)にわたって、次の方法で償却すべきであるとされた。この考え方が暫定的に合意された。

- ・ 時間の経過に基づいて、
- ・ しかし、保険者が、時の経過と は著しく異なるパターンで資産管 理サービスを提供している場合に は、残余マージンを、管理されて いる資産の公正価値に基づいて償 却しなければならない。

2 リース

今回は、リースの公開草案を公表 するために残っている問題が議論さ れた。具体的には、①原資産(underlying asset) の購入又は販売契約 の範囲除外、②サービスとリースを 構成要素として持つ契約の貸手にお ける会計処理、③企業結合の場合の 会計処理、④追加開示及び⑤履行義 務アプローチと認識の中止アプロー チをいつ採用するかに関する適用ガ イダンスに関して議論が行われた。 今回で議論が終了したことから、今 後、2010年8月中旬の公開草案の公 表を目指して作業が進められること となった(公開草案は、2010年8月 17日に公表された)。

(1) 原資産の購入又は販売契約の範 囲除外 原資産の購入又は販売とされるリース契約は、新しいリース会計基準の適用範囲から除外することが暫定合意されているが、その後、貸手の会計処理として、ハイブリッド・モデル、すなわち、ある種のリース取引には、履行義務アプローチを、その他の場合には、認識の中止アプローチを用いることに暫定合意したが、このような範囲除外が必要かどうかについて改めて議論が行われた。

議論の結果、購入とリース取引の 会計処理には類似性があるものの、 オプションなどが含まれている場合 には、両者の会計処理に相違が生じ ることから、原資産の購入又は販売 とされるリース契約は、購入又は販 売取引として会計処理するという範 囲除外を継続することが暫定的に合 意された。しかし、これまでに合意 されている範囲除外するための4つ の規準のうち、①契約が資産の見積 耐用年数のすべてをカバーすること 及び②譲渡者が受け取るリターンが 固定していることという2つを除外 することが暫定的に合意された。こ の結果、範囲除外となるための規準 は次の2つとなる。

- (a) 契約の満期日に、原資産の支配 が移転する場合。
- (b) 原資産に関連する僅少な金額を 除くすべてのリスクと便益が移転 する場合。
- (2) サービスとリースを構成要素として持つ契約の貸手の会計処理

サービスとリースを構成要素として持つ契約を貸手が有しており、両者の構成要素を明確に区分できない場合に、これら全体をリースとして認識の中止アプローチを適用すると、未履行契約の状態であるサービス構

成要素の収益が契約当初の測定に含 められ、それに対応するコストが含 まれていないため、リース債権が過 大に計上されるとともに、リース取 引の利得(収益)も過大に認識され ることになる。このような事態を避 けるためには、貸手は、サービス構 成要素を分離できるだけの情報を保 有しているはずなので、リース契約 上サービスとリースの構成要素が区 分されていない場合でも、貸手に2 つの構成要素への区分処理を求める べきということになる。今回は、 2010年5月にこの問題が議論された 際に、例示を示すべきとされたこと を受けて示された例示などを参考に、 サービスとリースの両構成要素を明 確に分けることができない場合にど のように対応するかに関して、議論 が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) サービス構成要素が契約上明確に区分できていない場合でも両者の構成要素に分けることを求めるかどうかに関しては、IASBは、区分を求めることに暫定合意したが、FASBは、これに反対した。なお、FASBは区分することに反対したが、仮に、区分が行われた場合には、貸手は、両構成要素に対して債権を認識し、履行義務とサービスの両構成要素に対してそれぞれ別個の履行義務を認識すべきと考えている。
- (b) IASBは、リース構成要素は、 新しいリース会計基準に準拠して 会計処理し、サービス構成要素は、 新しい収益認識に関する基準(現 在公開中)を適用して会計処理す ることを暫定合意した。
- (3) 企業結合の場合の会計処理

企業結合が起こった際に、取得企 業が取得したリース契約をどのよう に会計処理するかについて議論が行 われた。これまでの議論では、被取 得企業が借手の場合、取得企業が、 取得した利用権の公正価値を測定す ることが困難なことなどから、 IASB及びFASBともに、取得したリー ス契約を公正価値で測定するのでは なく、企業結合の場合でも、新しい リース会計基準に基づいて会計処理 することに暫定合意している。

今回は、FASBがこの問題に関し て検討を行った結果を受けて、IASB もこの内容に合意するかどうかが議 論された。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 被取得企業が借手の場合
 - 利用権は、当初認識時、残余 キャッシュ・フローを取得企業 の割引率を用いて測定した現在 価値で測定する。その際には、 取得企業の更新オプションや変 動リース料(偶発リース料)の 見積りを反映する。
 - リース料支払負債は、残余キャッ シュ・フローを取得企業の割引 率を用いて測定した現在価値で 測定する。
 - 取得企業の用いる金利が市場 金利より低い場合には、無形資 産を認識する。
 - 当初認識時以降、利用権は、 残余リース期間にわたって償却 を行い、更新オプション及び変 動リース料は毎期末に再評価を 行う。リース料支払負債は、残 余リース期間にわたって償却を 行う(支払利息の認識も行う)。 無形資産は、残余リース期間に わたって償却を行う。

- (b) 被取得企業が貸手で履行義務ア プローチが適用されている場合
 - ・ リース債権は、当初認識時、 残余キャッシュ・フローを取得 企業の割引率を用いて測定した 現在価値で測定する。
 - ・ 履行義務は、賃貸料の残余キャッ シュ・フローを取得企業の割引 率を用いて測定した現在価値で 測定する。
 - ・ 取得企業の用いる金利が市場 金利より高い場合には、無形資 産を認識する。
 - 当初認識時以降、リース債権 は、残余リース期間にわたって 償却を行い、受取利息が認識さ れる。履行義務は、残余リース 期間にわたって履行義務が消滅 するのに合わせて償却を行う (これに伴って収益が認識され る)。無形資産は、残余リース 期間にわたって償却を行う。
- (c) 被取得企業が貸手で認識の中止 アプローチが適用されている場合
 - リース債権は、当初認識時、 残余キャッシュ・フローを取得 企業の割引率を用いて測定した 現在価値で測定する。
 - 残余資産(residual asset)は、当 初認識時、公正価値で測定する。
 - 取得企業の用いる金利が市場 金利より高い場合には、無形資 産を認識する。
 - 当初認識時以降、リース債権 は、残余リース期間にわたって 償却を行い、受取利息が認識さ れる。残余資産は、再測定され ない。無形資産は、残余リース 期間にわたって償却を行う。

(4) 追加開示

2010年6月の合同会議で、貸手の 会計処理として、ハイブリッド・モ

デルを用いること及び購入オプショ ンは、権利行使された時点で認識す る(リース契約に係るキャッシュ・ フローには含めない) という暫定合 意に達したため、これに対応する追 加開示が必要かどうかについて議論 が行われた。

議論の結果、次の開示を求めるこ とが、暫定的に合意された。(a)から (c)は、貸手に求められる開示で、(d) は、借手及び貸手に求められる開示 である。

- (a) 貸手がどちらの会計モデルを用 いるかに関する会計方針。
- (b) 貸手がどちらの会計モデルを用 いるかを決定する際に検討する、 原資産のリスク及び便益のタイプ。
- (c) 会計モデルごとに貸手が認識し た減損額。
- (d) 借手及び貸手ともに、購入オプ ションがある場合には、その存在 及びその主な条件。
- (5) 履行義務アプローチと認識の中 止アプローチをいつ採用するかに 関する適用ガイダンス

貸手の会計処理にハイブリッド・ アプローチを採用することが暫定合 意されたため、履行義務アプローチ と認識の中止アプローチを、どのよ うな条件を満たしたときに適用する かに関する適用ガイダンスを作成す るための議論が行われた。

議論の結果、次の点が暫定的に合 意された。

- (a) 貸手は、貸手が、次のいずれか の期間中、重要なリスク又は便益 (significant risks or benefits) & 保持しているかどうかに基づいて、 リース会計の会計処理を決定しな ければならない。
 - 現在のリース契約の予想リー ス期間、又は

- ・ 現在のリース契約の期間終了 後(現在のリース契約の後に、 複数回の資産のリースを行うか 又は原資産の売却によって重要 なリターンを生み出せる期待又 は能力がある場合)
- (b) 上記(a)の評価に当たっては、借 手の信用リスクに関連するリスク は、考慮してはならない。
- (c) 上記(a)の判定に基づいて、次の 処理を行う。なお、判定は、リー スの当初にのみ行い、それ以降に 再評価しない。
 - 原資産に関連する重要なリスク又は便益を貸手が有している場合には、履行義務アプローチを適用する。
 - 原資産に関連する重要なリスク又は便益を貸手が有していない場合には、認識の中止アプローチを適用する。

- (d) 上記(a)のうち、現在のリース契約の予想リース期間の間、貸手が、原資産に関連する重要なリスク又は便益を有しているかどうかを決定するには、次の要素を勘案しなければならない。
 - ・ 原資産の利用又は業績に基づいている予想リース期間中の重要な変動リース料。
 - 現在のリース期間を更新又は 解約できるオプション。
 - 現在のリース契約の下で提供 されている、重要な区分できな いサービス (material nondistinct services)。
- (e) 上記(a)のうち、現在のリース契約の期間終了後において、貸手が、原資産に関連する重要なリスク又は便益を有しているかどうかを決定するには、次の要素を勘案しなければならない。

- 原資産の耐用年数に比べてリース期間が短いかどうか。
- ・ リース期間満了時に原資産の 価値の重要な変動が予想されて いるかどうか。この評価を行う に当たっては、貸手は、リース 期間満了時の原資産の現在価値 と残価保証が貸手のリスク及び 便益へ与える影響を考慮しなけ ればならない。
- (f) このほか、次の点。
 - ・ 原資産に関連する重要なリス ク及び便益に貸手がさらされて いるかどうかを決定する際には、 第三者による残価保証を考慮し なければならない。
 - 土地の長期のリースに関する 特別なガイダンスは、適用ガイ ダンスには含めない。

第123回会議(2010年8月3日)

IASB会議

-金融商品 (償却原価及び減損)

今回は、前回に引き続き、予想損失モデルに関する議論が行われ、① 予想損失を把握するアプローチ及び ②当初予想損失の配分に関する代替 案が議論された。今回は議論が行われ たのみで、暫定合意された事項はない。

(1) 予想損失を把握するアプローチ

受領したコメントでは、予想損失 (expected loss) アプローチに移行 することへの強い支持があったが、 一部には、現行IAS第39号(金融商品:認識及び測定)の発生損失モデ ルを支持する意見や、認識のための 最低限のライン(例えば、貸出金からの損失発生の可能性が50%超のもののみを対象とするなど)を設定すべきという意見、な正価値による測定という意見もあった。 そ生損失モデルから予想損を減定をデルへの有無の識別から減損の測定を判断の軸を移すことを意思決定のと判断を対しに関する意思決定のはなるというコメントなどがあった。

また、公開草案では、貸出金の存 続期間全体をカバーする予想損失モ デルを提案しているが、コメントでは、これに代えて、存続期間よりも短い期間を採用し、その期間の予想損失を見積もるモデルを採用すべきとの意見もあった。短期の予想損失を見積もるモデルに対しては、全体の状況が把握できない、金融機関の貸出し意思決定(例えば、契約レートの決定)は、全期間に対する評価を行って決めているため、実態を示さないとのスタッフの指摘が示された。

(2) 当初予想損失の配分に関する代替案

当初予想損失をどのように配分するかに関する代替案として、次のものが示された。

(a) 統合的実効金利:将来の信用損 失を織り込んだ予想キャッシュ・



フローを用いる方法(公開草案の 提案)。

- (b) 分離実効金利 (decoupled EIR): 予想損失のみを分離して計算し、 それを減損を勘案しない契約予想 キャッシュ・フローと組み合わせ て、予想損失を織り込んだ予想キャッ シュ・フローを算出する方法。分 離された予想損失の計算方法とし て、少なくとも年金法と定額法の 2つがある。
- (c) 予想損失全体を当初で認識:当 初の予想損失額を最初の期に全額認 識する方法(初日の損失が生じる)。 また、当初に予想された予想損失 がその後に変動した場合に、当該変 動をどのように配分するかに関して も、3つの方法があることが示された。 (a) 完全キャッチ・アップ法:予想 損失の見積りの変更が生じた期に、
- (b) 部分キャッチ・アップ法: 予想 損失の見積りの変更が契約当初に 生じたと仮定し、当該変更額のう ち、現時点までに経過した期間に 対応する部分は、当期で損益とし て認識し、それ以外は、将来の残 存期間にわたって償却する方法。

その変動額すべてを認識する方法。

(c) 非キャッチ・アップ法:予想損 失の見積りの変更が生じた期以降 にわたって、当該変更額を償却す る方法。

そのほか、金融機関の実務として、 グッドブック (good book) とバッ ドブック(bad book)に分け、後者に ついては、より細かく信用リスクを管 理する手法があることも紹介された。

金融商品(ヘッジ会計)

今回は、①ヘッジの有効性及び② ヘッジ対象(部分ヘッジ)の2つに ついて議論が行われた。なお、今回 暫定合意された事項はない。

(1) ヘッジの有効性

2010年7月のIASB会議の議論を 引き継いで、議論が行われた。7月 会議でボードメンバーから提起され た疑問に答えた資料を中心に、報告 企業が有するリスク管理方針に基づ いてヘッジ会計の簡素化を図るため、 ヘッジ関係を、①複雑でないヘッジ 関係と、②複雑なヘッジ関係の2つ に分け、それぞれに異なるヘッジの 有効性評価を行うというスタッフか らの提案が再度議論された。議論で は、2つに分けて異なるヘッジの有 効性評価を行うことが簡素化になる のかといった点が指摘され、両者を 区分せずに適用できる単一の有効性 評価方法を目指すべきではないかと いった意見が出された。

(2) ヘッジ対象(部分ヘッジ)

今回は、ヘッジ対象に関する議論 の一環として、現存する項目(例え ば、確定約定又は負債証券) の一部 を部分ヘッジのヘッジ対象とするこ とができるかどうかについて議論が 行われた。ここでは、ある項目の「比 例的な部分 (proportion)」 (例えば、 100万ドルの確定約定の80%) をヘッ ジ対象とすることに加え、「ある部 分 (portion or layer)」をヘッジ対 象とすることができるかが議論され た。ここでいう「ある部分」は、項 目全体のうち、比例的な部分以外の 構成要素と定義される。「ある部分」 をヘッジ対象と考える方向性に対し て大きな反対はなかった。



教材コード J 0 2 0 6 0 4 研修コード 210301 履修単位 1単位